



平成30年4月25日

各位

会社名 株式会社スーパーツール
代表者名 代表取締役社長 平野 量夫
(JASDAQ・コード5990)
問合せ先 経理部次長 田中 穰
電話番号 072-236-5521

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、平成30年6月8日開催予定の第58回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行すること、および下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成30年6月8日開催予定の第58回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社は、平成30年6月8日開催予定の第58回定時株主総会でのご承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成30年6月8日
定款変更の効力発生予定日	平成30年6月8日

以上

別紙（定款変更の内容）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>（取締役の選任決議） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. （条文省略） 3. （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（取締役の選任決議） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 補欠のため就任した取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議をもって <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 <u>6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等という」)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等という」)は、株主総会の決議をもって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>(社外取締役の責任限定契約) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(社外取締役の責任限定契約) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (削 除)</p>
<p>(監査役の選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠のため就任した監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>(削 除)</p>

<p>(常勤の<u>監査役</u>) 第 32 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>	<p>(常勤の<u>監査等委員</u>) 第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の招集</u>) 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集</u>) 第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会規則</u>) 第 34 条 <u>監査役会に関する事項について法令または定款に定めのない事項は監査役会の決議により定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第 32 条 <u>監査等委員会の運営について法令または定款に定めのない事項は監査等委員会の決議により定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>) 第 35 条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第 36 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 計算 第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計算 第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則 (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 58 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>